

第 103 回国際課税委員会・第 86 回あるべき税制委員会合同会議議事録（文責森信）

平成 29 年 9 月 21 日、安河内誠さんから「仮想通貨と税制」という内容で講演をいただき皆さんで議論しました。

話の概要は以下のとおりです。

ビットコインなどの仮想通貨は、「法定通貨」に対する総称で、2016 年の新資金決済法で、「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」又は「不特定の者を相手方として相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と定義された。

税法上問題となるのは、主に消費税と所得税。消費税については、平成 29 年度税制改正で、2017 年 7 月 1 日以降は非課税取引とされた。所得税については、国税庁が 29 年 4 月 1 日付のタックスアンサーで、「ビットコインは、物品の購入等に使用できるものだが、このビットコインを使用することで生じた利益は、所得税の課税対象となる。ビットコインの使用により生じる損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分される」ことを明確にした。米国では、600 ドルまではキャピタルゲイン非課税としている。マイニングは役務の提供に当たる行為であろう。

給与をビットコインでもらうと、源泉徴収はどうなるのか、そもそも所得と認識する時点はどこなのか、相続税など評価の方法は、資料情報の整備の必要性、国外財産調書の記載方法、国際間の情報交換の在り方など問題は山積している。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。